

滋賀県がんばる医療応援補助金交付申請にあたってのお知らせ

<申請書作成時の注意事項>

1. 申請資料の作成日は、すべて令和6年4月1日としてください。
2. 対象経費の例は以下のとおりです。なお、前年度以前に購入した設備・備品等は補助対象外です。

事業区分	具体的な内容（対象経費）
業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業 （ICTシステム導入費用）	以下のシステム等の導入費用 ・スマートフォンで電子カルテを閲覧できるシステム ・AI問診システム ・画像診断システム ・カルテの自動音声入力システム ・勤怠管理システム ※運用保守（ランニングコスト）にかかる費用は補助対象外
業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業 （設備・備品整備費用）	・患者説明用のタブレット端末 ・勤怠管理システムと連携したスマートフォン ・その他、医療従事者の業務省力化・効率化に伴う勤務環境の改善に資する設備・備品の購入費用
当直室・休憩室の施設設備・備品等整備事業	・医師等の当直室の環境を整備するために必要な設備・備品等の購入費用 ・医療従事者の休憩室の環境を整備するために必要な設備・備品等の購入費用 ※当直室・休憩室の新築に係る費用は補助対象外

3. 事業計画書は、当該補助金の事業目的（医療従事者の勤務環境の改善）を念頭に置いて詳細に記載してください。

4. 事業計画書の「(C) 事業実施により期待できる効果」欄は、以下の事項を参考に記載してください。

事業区分	(C) 期待できる効果
業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業	数値目標の設定を必須 とします。(例：時間外労働10%減) 実績報告時に数値目標の達成度を記載いただきます。
当直室・休憩室の施設設備・備品等整備事業	数値目標の設定は任意とします。 (例：現状〇〇〇〇であるが、本事業を実施することにより、△△△△の効果が期待できる。)

5. 補助金は県の予算の範囲内で交付するため、申請額と交付決定額が一致しない場合があります。
6. **書類提出期限：令和6年6月19日(水)まで ※厳守 に提出**をお願いします。
提出期限を過ぎた場合は、原則として申請書を受付いたしかねます。(やむを得ない事情などにより提出が遅れる場合は、事前に御連絡ください。)